

鳥取県表彰・認定等審査会（とっとり SDGs 企業認証審査会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県表彰・認定等審査会（とっとり SDGs 企業認証審査会。以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（審議する事項）

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1に掲げる事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は、とっとり SDGs 企業認証実施要綱（令和4年4月7日付第202200007639号鳥取県商工労働部長通知）第4条第2項、第6条第2項第2号、第7条第2項、第8条第2項及び第10条第5号に規定する事項とする。

（組織）

第3条 審査会は、6名以内の委員をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命の日から2年間とする。ただし、公募により選任した委員については、任命の日から1年間とする。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

（委員長）

第5条 審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員（委員長が定まる前にあっては、商工労働部商工政策課長（以下「商工政策課長」という。））が、その職務を代理する。

（審査会）

第6条 審査会は商工政策課長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。なお、委員の出席はオンライン方式によることができるものとする。

3 審査会において、各委員は審査要領により審査するものとする。

4 審査会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

（秘密の保持）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を厳守するとともに、正当な理由なく、これを自己の利益のために利用してはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、商工労働部商工政策課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

（経過措置）

2 廃止した鳥取県表彰・認定等審査会（とっとり SDGs 企業認証審査会）設置・運営要綱第4条第1項の規定により任命した委員の任期については、なお従前のおりとする。